

(キャッチフレーズ)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

下野市男女共同参画プラン

(案)

平成 19 年 10 月
下 野 市

目 次

第1章 男女共同参画プランの概要

1 プラン策定の背景と趣旨	1
2 プランの性格	3

第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方

1 下野市の現状と課題	4
下野市男女共同参画プラン策定に係る市民アンケート概要	4
下野市男女共同参画推進委員会における意見	6
2 基本理念と将来像	7
3 基本目標	8

第3章 男女共同参画プランの内容

プランの体系	10
基本目標 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	11
1 男女平等意識の確立	14
2 固定的な性別役割分担意識の解消	16
3 国際的視点からの男女共同参画の推進	17
基本目標 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり	18
1 男女がともに築く家庭生活の実現	22
2 職場での男女平等の推進	23
3 意思決定の場への女性の参画拡大	24
4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進	26
基本目標 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり...	27
1 生涯を通じた健康の保持と増進	28
2 子育て支援環境の充実	29
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	30
4 生涯学習の充実	31
5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	32
6 地域コミュニティ活性化の推進	34

第4章 男女共同参画プランの推進

1 推進体制の整備	35
2 プランの推進方針	36
3 プランの進行管理	38

参考資料

1 策定体制	40
2 関係法令	43
3 策定の経緯	49
4 男女共同参画に関する用語の解説	50

第1章 男女共同参画プランの概要

1 プラン策定の背景と趣旨

プラン策定の趣旨

本市は、平成18年1月10日に南河内町・石橋町・国分寺町の合併により誕生しましたが、合併以前よりそれぞれの町において男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙の発行や講演会等を開催してきました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行をはじめ、家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、雇用形態の変化、情報通信技術の高度化など、社会環境は急速に変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルも多様化し、新しい時代に生きる男女の多様な生き方への対応が求められています。さらに最近では、ドメスティック・バイオレンス¹やセクシュアル・ハラスメント²、ストーカー行為、メディアにおける女性の人権問題等、女性に関わる問題に対する意識も高まり、その対応が強く求められ、男女共同参画社会の実現のためには、多くの課題が残されています。

このようなことから、下野市では人権尊重の視点や男女平等の視点に立った新たな課題への取り組み方向を示すとともに、時代の潮流を十分に踏まえ、男女の自立と共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の新たな指針として「下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

プラン策定の背景

国際的な動き

国連は、昭和50(1975)年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和54(1979)年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

平成5(1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成7(1995)年北京での「第4回世界女性会議」では、「女性のエンパワメント」の重要性が明らかにされました。

平成12(2000)年ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、

¹ ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

² セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

女性に対する暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

国の動き

わが国においても、国際的な動きと軌を一にして、男女共同参画の取り組みが進められてきました。昭和 60(1985)年の女子差別撤廃条約の批准に当たっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11(1999)年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取り組みの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 12(2000)年以降、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに呼応して、女性行政を積極的に推進するため、栃木県では昭和 54(1979)年 4 月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成 8(1996)年には、プランを推進するために知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組んできました。

また、同年 4 月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ(現在のパルティとちぎ男女共同参画センター)」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13(2001)年には、男女共同参画社会基本法を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成 14(2002)年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け、「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

下野市の取り組み

旧 3 町でも、男女共同参画の実現に向けて、男女共同参画のための講演会や女性模擬議会等を開催するなど、様々な取り組みを実施してきました。

また、男女共同参画推進のための住民団体が組織され、男女共同参画事業の実践主体として、講演会の開催や広報紙の発行を主導する例もありました。

合併後は、講演会の開催や啓発パンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行なっています。

2 プランの性格

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、下野市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的なプランとします。

この計画は、旧南河内町「男女参画 夢プラン 21 ～男女共生社会をめざして～」及び旧国分寺町「男女共同参画社会計画」との整合性を図ったプランとします。

この計画は、下野市総合計画の部門別計画として、他の分野別計画と整合性を図ったプランとします。

この計画は、栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとします。

この計画は、社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本市の実態に即したプランとします。

計画の期間

平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間

第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方

1 下野市の現状と課題

下野市男女共同参画プラン策定に係る市民アンケート概要

市民の現状や意見を把握するために市民アンケート調査を実施しました。調査概要と調査結果より抽出された課題は以下のとおりです。

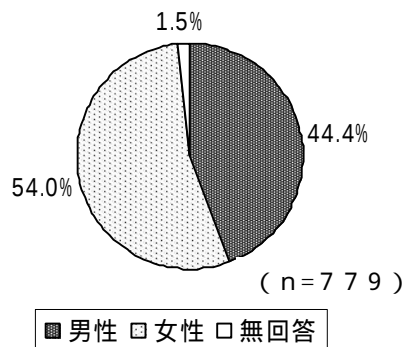
○市民アンケート調査概要

- ・調査対象：18歳以上の下野市民 2,000人（男性 1,000人、女性 1,000人）
無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査期間：平成19年1月19日から平成19年2月5日
- ・回収状況：配布数 2,000通、回収票数 779通、回収率 39.0%
- ・調査項目
 - A 就労について、B 生活全般について、C 男女が安心して健康に暮らせる環境
 - D 男女共同参画に対する意識、E 市（行政）に要望する方策
 - F 属性（性別、年齢、結婚の有無、家族構成、子どもの有無、職業、居住地区）
 - G 自由回答
- ・調査の内容
 - A 就労について
就労をテーマに、就労状況について、職場環境について、職場環境を改善するための方策についての設問を設定しました。
 - B 生活全般について
生活全般をテーマに、家事等の家族分担状況について、家庭生活や地域活動と仕事の両立に対する意識について、子育てに対する意識について、家庭生活や地域活動と仕事の両立を改善するための方策についての設問を設定しました。
 - C 男女が安心して健康で豊かに暮らせる環境
男女の安心して健康な暮らしをテーマに、ドメスティック・バイオレンスの認知度と実態について、ドメスティック・バイオレンス防止のための方策についての設問を設定しました。
 - D 男女共同参画に対する意識
人権の尊重と男女共同参画に対する意識をテーマに、女性の人権に対する意識について、男女共同参画に関連する各種方策の認知度についての設問を設定しました。
 - E 市（行政）に要望する方策
推進体制の整備をテーマに、男女共同参画社会のために行政に期待することについて、男女共同参画社会を推進するための方策についての設問を設定しました。

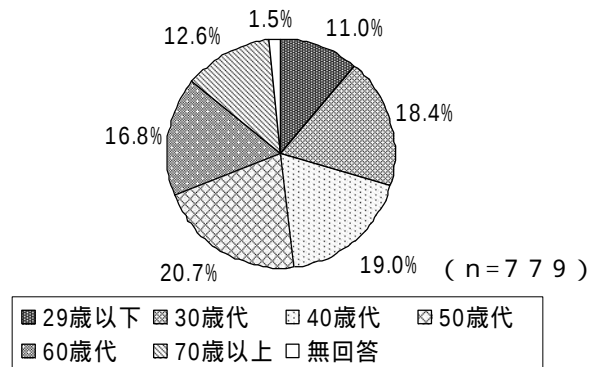
○市民アンケート結果より抽出された主要な課題等

回答者の構成を見ると、男女別では、女性のほうが10ポイントほど上回っており、女性の方がアンケートへの回答意欲が高いと考えられます。また、年齢別に見ると、29歳以下と70歳以上は10%台前半の割合を占めるにとどまっており、特に若年者に関しては無関心層の存在が懸念されます。

a)性別



b)年齢



男女共同参画への意識改革について

- ・「夫は働き、妻は家庭」に対し、賛成が男性に多い。
- ・女性が仕事を持つことに対して、男女間に意識の差はほとんどない。
- ・男女共同参画に関連する用語の認知度は男性のほうが高い。

人権の尊重と意識改革について

- ・子どもの育て方は、「男は男らしく、女は女らしく」のジェンダー観が男性に強い。
- ・ドメスティック・バイオレンスのうち精神的暴力の認知度が低い。また、認知度は男性のほうが高い。

家庭での男女共同参画について

- ・家事については、役割分担が望ましいと考える「家族の世話・介護」、「育児・しつけ」で分担が進んでいる。
- ・育児・介護休業の取得意向は男性、女性とも強いが、男性は取りたくても取れる環境にないと感じている。

仕事での男女共同参画について

- ・仕事に従事している割合は、女性では低い水準にとどまっている。
- ・職場では、「幹部職員への採用」「昇進・昇格」「賃金」で男女格差が根強く残っている。

男女とも健康で安心して暮らせる社会について

- ・ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った回答者が約1割である。

下野市男女共同参画推進委員会における意見

下野市男女共同参画推進委員会では、各委員の実体験や市民アンケート結果等にもとづいて、男女共同参画の視点から見た下野市における課題と男女共同参画を推進するうえでの課題を検討し抽出しました。

委員会において抽出された項目は、プランの内容に関わるものとプラン実施後の評価に関わるものに分類しました。

< プランの内容に関わるもの >

男女平等意識の低さ

男女平等意識の低さは個人に起因するとの意見と地域社会に起因するとの意見があったことから、地域のまとめ役となる人には、その役割を考えた行動及び発言が望まれる。

職場における男女比（特に管理職）

学校の校長・教頭・主任の女性比率の低下が見られる。学校は社会的影響力を考えると、率先して男女共同参画を推進することが望まれる。

男女間の暴力が相当数存在

ドメスティック・バイオレンスは、家庭内にとどまり被害が深刻化する可能性がある。被害を最小化するため、相談体制の充実が重要である。

学習機会が不十分

生涯学習などで、男女共同参画について学習する機会を十分に提供することが重要である。

啓発・啓蒙活動による対策

市民・企業・行政における啓発活動の役割分担のあり方について検討する必要がある。

< プランの評価に関わるもの >

プラン評価のあり方

プラン策定で終わるのではなく、終了後には評価を実施することが重要である。また、意識の変化等は一朝一夕には起こらないので、長期的な視点に立ってプランの効果を評価する必要がある。

2 基本理念と将来像

基本理念

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、個人の意思に基づいて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果としての利益を男女が均等に享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を言います。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会形成についての 5 つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民、それぞれの責務を明らかにしています。

< 基本理念 >

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

男女共同参画社会の基本理念は、基本的人権の享有、個人の尊重、性別等によって差別されることのない法の下での平等など、日本国憲法で謳われている内容と同調するものです。

下野市の将来像

男女共同参画社会基本法で謳われている基本理念に基づいた下野市の将来像について以下のとおり掲げます。

お互いを理解し尊重する

心豊かな社会の実現をめざす下野市

3 基本目標

基本理念にもとづき、将来像を実現するため以下のとおり基本目標を掲げます。

《3つの基本目標》

互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

第3章 男女共同参画プランの内容

各基本目標を達成するための施策の方向を以下のように設定します。

基本目標 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が正しい平等意識をもち、固定的な性別役割分担の意識を考え改めるため、みんなで学習することにより、男女の人権を尊重し、個性が尊重される社会的機運の醸成を促進します。

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

基本目標 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる環境づくりを推進します。

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 2 職場での男女平等の推進
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大
- 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

基本目標 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

男女が心身の健康を保持し生涯を通じ心豊かな生活を送れるよう、健康づくりの推進やひとり親家庭の福祉の充実、子育てを支援できる体制づくりに努めます。また、生涯学習等の学ぶ機会を充実させます。

- 1 生涯を通じた健康の保持と増進
- 2 子育て支援環境の充実
- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実
- 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 6 地域コミュニティ活性化の推進

将来像

お互いを理解し尊重する

心豊かな社会の実現をめざす下野市

基本目標

互いに思いやる人権の尊重と
男女共同参画の意識づくり

《施策の方向》

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

基本目標

男女がともに個性や能力を
発揮できる社会環境づくり

《施策の方向》

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 2 職場での男女平等の推進
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大
- 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会
づくりの促進

基本目標

男女が平等に安心して健康で
豊かに暮らせる生活環境づくり

《施策の方向》

- 1 生涯を通じた健康の保持と増進
- 2 子育て支援環境の充実
- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実
- 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 6 地域コミュニティ活性化の推進

男女共同参画
の認知度向上
と意識改革の
ための啓発活
動の推進

重点推進方針

地域コミュニ
ティによる草
の根活動の活
性化

計画の推進体制

庁内推進体制の充実

市民との協働を支える体制づくり

基本目標

互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が正しい平等意識をもち、固定的な性別役割分担の意識を考え改めるため、みんなで学習することにより、男女の人権を尊重し、個性が尊重される社会的機運の醸成を促進します。

<現状と課題>

- ・「夫は働き、妻は家庭」に対し、賛成が男性に多い。

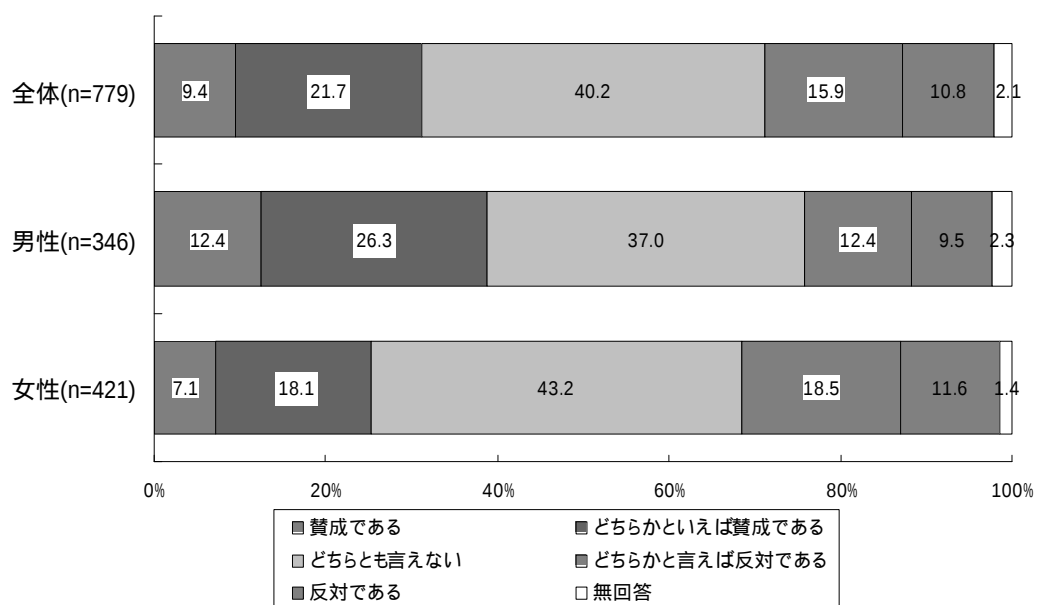
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うか質問したところ、全体では賛成の割合が 31.1%に対し、反対の割合が 26.7%で賛成の意見が上回っています。

男女別にみると、男性では「賛成」が 38.7%、「反対」が 21.9%で、「賛成」が 16.8 ポイント上回っている一方で、女性では「賛成」が 25.2%、「反対」が 30.1%で、「反対」が 4.9 ポイント上回っています。

男性と女性では考え方が違っており、女性の方が、固定的な役割分担をせずに男女とも仕事と家庭の両立を図るのがよいという意識が高い結果が出ています。

固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女とも個人の生き方が尊重されるよう、意識改革を進めるなどの施策が必要です。

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について



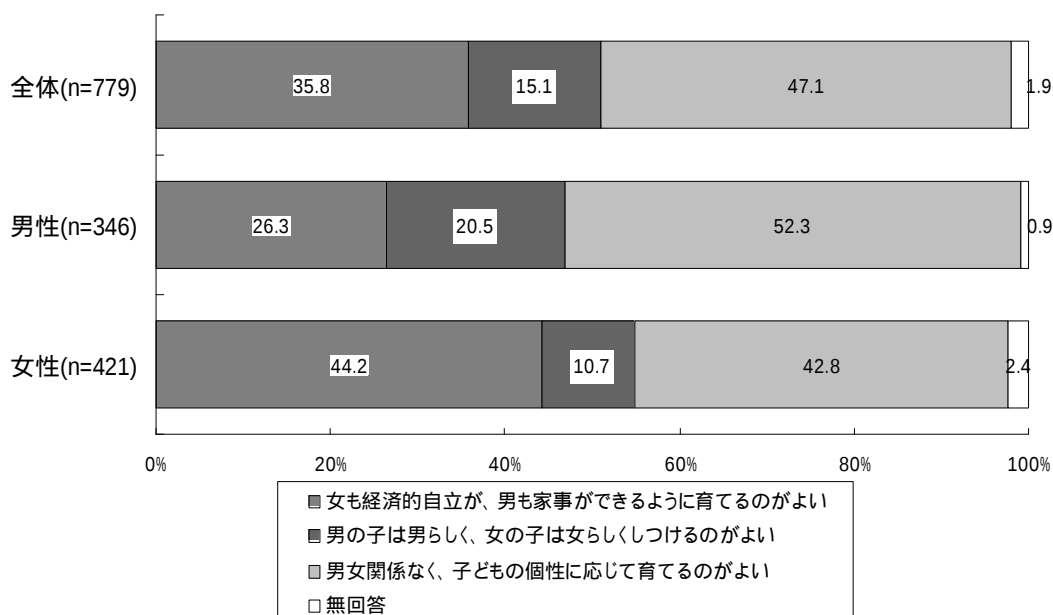
・子どもの育て方は、「男らしく、女らしく」のジェンダー観が男性に強い。

子どもの育て方の方針について質問したところ、「男女関係なく、子どもの個性に応じて育てるのがよい」との回答がもっとも多く、次いで「女の子も経済的自立が、男の子も家事ができるように育てるのがよい」、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」の順であり、「男らしく、女らしく」といったジェンダー観は相対的に少ないようです。

男女別にみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」の回答割合が男性で高く、女性の方が男女平等の意識を培う教育の推進に対する意識が若干高い結果が出ています。

次世代を担う子どもたちが正しい男女平等意識を持ち、固定的な性別役割分担に縛られないよう、男女平等に関する学習機会を充実させるなどの施策が必要です。

●子どもの育て方の方針について



・ドメスティック・バイオレンスのうち精神的暴力の認識が低い。また、認知度は男性のほうが高い。

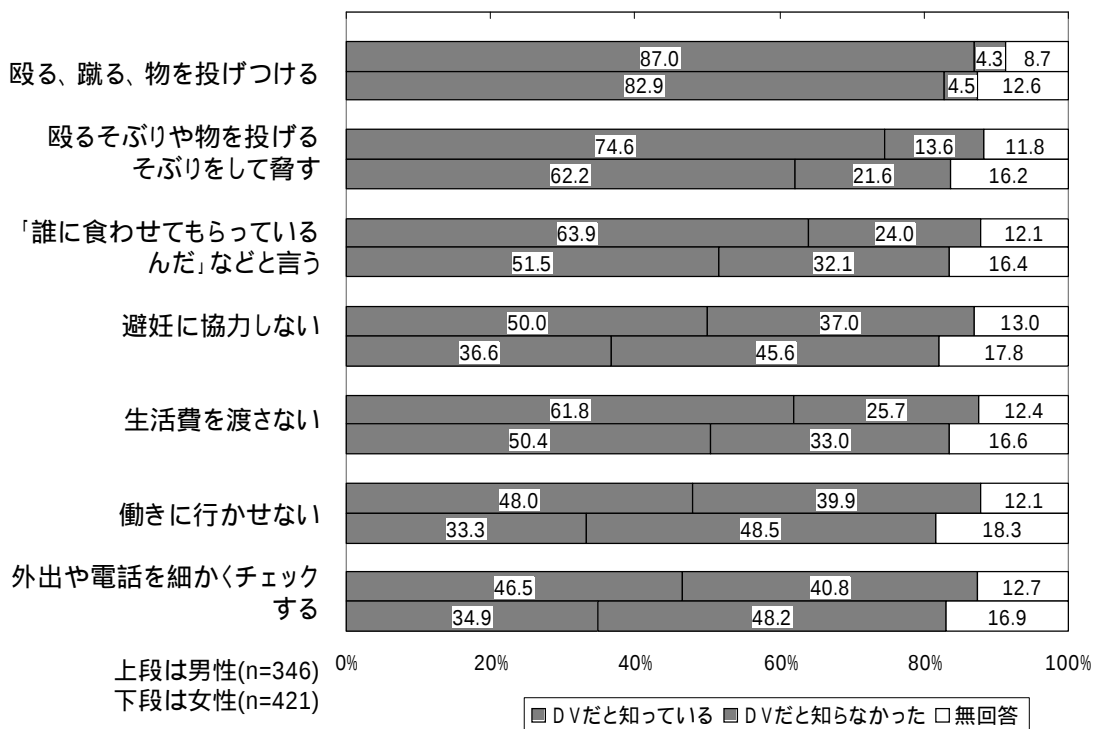
ドメスティック・バイオレンスにあたる行為についてどの程度知っているか質問したところ、身体的暴力については過半数が認識していますが、避妊の協力や、精神的暴力については、過半数に達していません。

男女を比較すると、すべての項目で男性が女性より認知度が高くなっています。また、男性はすべての項目で「知っている」が「知らなかった」を上回っています。一方で女性は、避妊に協力しない、働きに行かせない、外出や電話を細かくチェックするという項目で「知らなかった」が「知っている」を上回っています。

このことから、男性の方がドメスティック・バイオレンスについての認識が高い結果が出ています。

男女ともドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を身につけ、被害を最小限に抑えられるよう、メディア等からの適切な情報の選択と取得を進めるなどの施策が必要です。

・ドメスティック・バイオレンスの認識について



施策の方向 - 1 男女平等意識の確立

次世代を担う子どもたちが正しい男女平等意識を持つよう、男女平等を推進する学校教育を進めるとともに、すべての市民に対する学習機会の提供に努めます。また、メディアなどこれまで女性の人権に対して配慮に欠けていた分野について、環境の改善のため啓発活動を進めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
男女平等を推進する学校教育の充実	男女がそれぞれ個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等をととして、ジェンダーにとらわれない自由な学習や指導の充実を推進するとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する研修や啓発を進めます。	・男女共同参画の視点にたった教科・教育内容の充実	学校教育課
		・性別にとらわれない進路指導の実施	学校教育課
		・教職員に対する男女平等に関する研修の実施	学校教育課
		・学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課
		・発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課 健康増進課
男女平等やジェンダーに関する学習機会の提供	男女がジェンダーにとらわれない人生を送るため、男女共同参画社会をより深く実現するための学習機会の提供に努めます。	・男女共同参画に関するフォーラム、シンポジウム等の開催	企画財政課
		・人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習課
女性の性や出産に関する権利の尊重と意識の浸透	産む性「母性」として女性の性や出産に関する権利を尊重し保護していく社会意識の醸成に向けて、教育や福祉等あらゆる場面での啓発活動を推進します。	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ³ の啓発のための学習機会の提供や啓発活動の推進	健康増進課 学校教育課
あらゆるメディアにおける女性の人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、身近な社会生活の上からも厳しい目で判断・選	・メディア・リテラシー ⁴ 向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 企画財政課 関係各課

	択し、女性の人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	・ 公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	企画財政課 秘書広報課 総務課
--	---	---	--------------------------------

³ リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ

いつ何人の子どもを産むか生まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つ環境など、生涯を通じての性と生殖に関する課題を含む健康と権利の理念を指す。

⁴ メディア・リテラシー

メディアやメディア上の情報を選択し、主体的に読み解き、また自己発信する能力を指す。

施策の方向 - 2 固定的な性別役割分担意識の解消

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることを認識するため、女性問題についての意識啓発を進めます。また、固定的な性別役割分担意識を払拭するため、社会制度や慣行の是正や相談体制の充実に努めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の是正に向けた啓発活動の推進	人権の尊重と男女平等の基本理念が認知され、深く理解されるよう、あらゆる機会をとおして慣行や制度の是正に向けた啓発活動を推進します。	・ 広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	企画財政課
		・ 男女共同参画週間・人権週間の周知	企画財政課 生活課
		・ 市民の意識調査の定期実施	企画財政課
		・ 行政文書や刊行物等における差別的表現のチェックと是正	全課
女性問題についての意識の啓発	女性が置かれている(きた)立場を確認し、正しい男女平等意識を育てるため、女性問題について知る機会の提供に努めます。	・ 男女平等意識の啓発のための広報活動と啓発活動の充実	企画財政課
		・ 女性問題に関するフォーラム、シンポジウム等の開催	企画財政課

施策の方向 - 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

国際的な男女共同参画（ジェンダー・イクウォリティ）の動向を把握するため、国際情報の収集と提供に努めます。また、身近なところから男女平等に対する国際的な価値観に触れるため、国際交流の推進に努めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
男女共同参画のための国際情報の収集と提供	国際的に広い視野をもって身近なところから男女共同参画を推進するため、様々な国際情報の収集と提供に努めます。	・男女共同参画に関する様々な国際情報の収集と提供	企画財政課 生活課
		・父親支援事業など、国際的な先進事例に関する情報の収集と提供	企画財政課 生涯学習課
		・国際的視野を持った地域リーダー養成のための学習機会の提供や海外研修等への派遣の推進	生涯学習課
男女共同参画の視点からの国際交流の推進	国際的な動向や先進諸国の制度等について学び、国際的視野を広めるとともに多様な価値観を普及するため、国際交流を推進します。	・国際交流活動の促進と支援の充実	生活課
		・国際交流員や外国語指導助手等との交流活動の促進	生活課 学校教育課
		・姉妹都市との交流事業の促進	生活課

基本目標

男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる環境づくりを推進します。

<現状と課題>

・家事については、役割分担が望ましいと考える「家族の世話・介護」、「育児・しつけ」で分担が進んでいる。

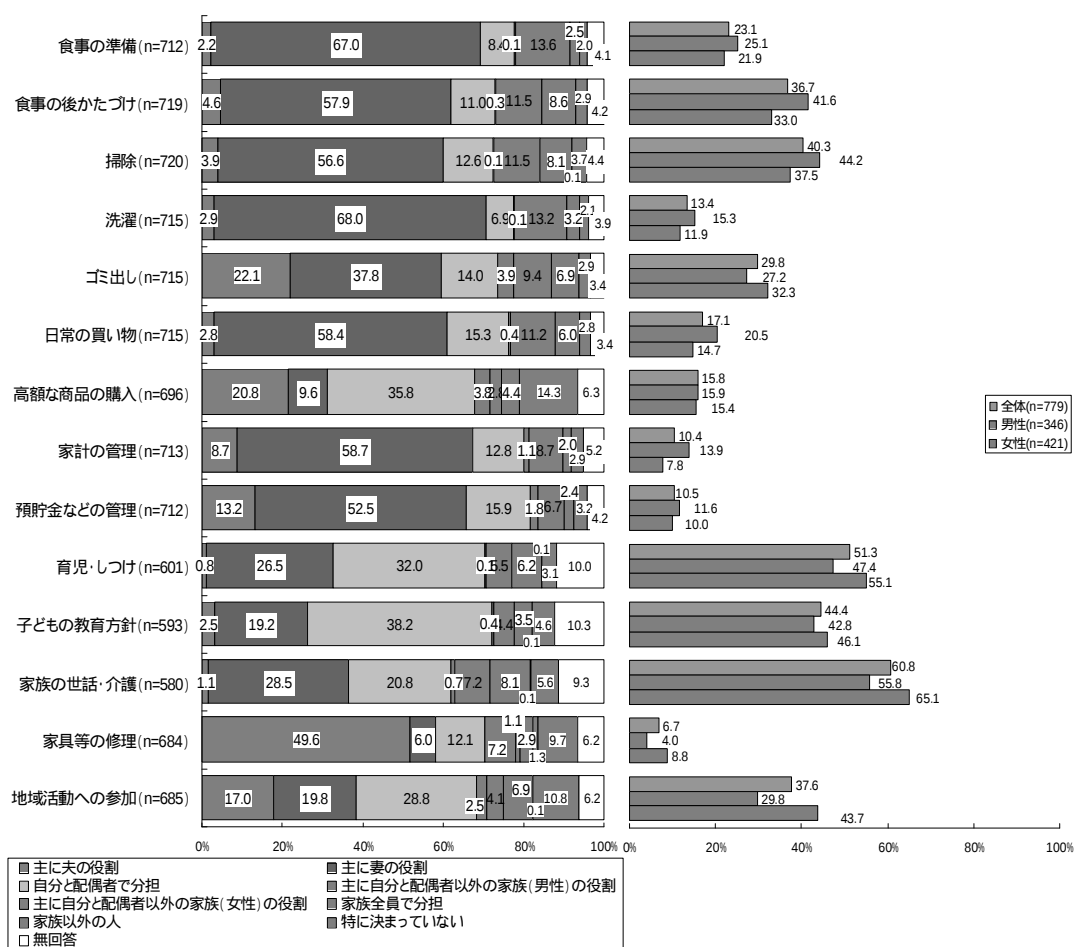
回答者の家庭の中で、家事が誰の役割かを問う質問をしたところ（左図）、食事の準備や後かたづけ、洗濯、日常の買い物などのほぼ毎日発生する家事、また家計の管理や預貯金の管理などの金銭の管理は、妻の役割となっている割合が高い結果が出ています。

家事の中で「夫婦で分担」あるいは「家族で分担」が望ましいと思う項目を問う質問（右図）に対しては、「家族の世話・介護」が最も高く、次いで「育児・しつけ」、「子どもの教育方針」の順となっており、保育や介護に関しては家族で分担するのが望ましいと考えています。

このように、家族で分担するのが望ましいという割合が高い項目ほど、実際に夫婦または家族で分担している割合が高い結果が出ています。ただし、日常的な家事については、女性への偏りが依然として高いという結果となっています。

共働きの家庭が増えていく中で、「男性は仕事、女性は仕事と家庭」という偏った分担が生じかねません。男女とも仕事と家庭の両立ができるように、家事の分担の見直しを啓発したり、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を身につけるための講座を実施するなどの施策が必要です。

●家庭内の家事の分担について（左図は現状の分担、右図は分担が望ましいもの）

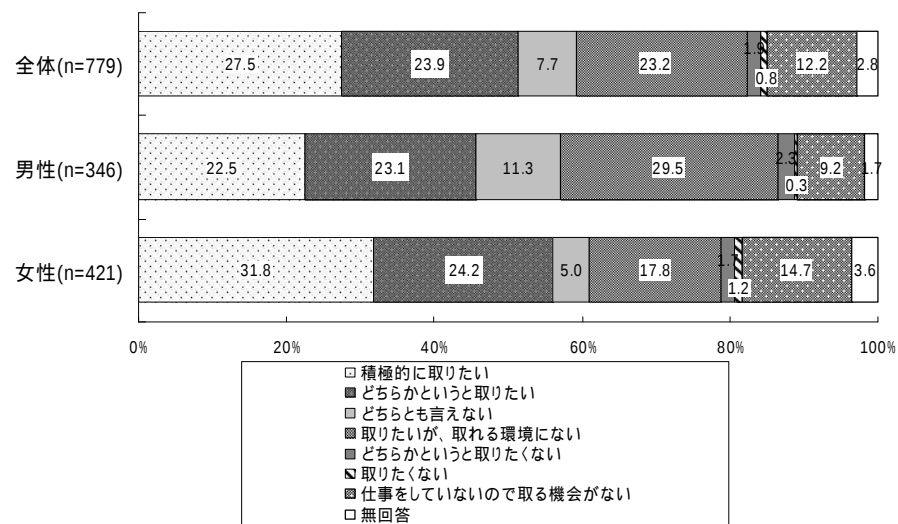


- ・ 育児・介護休業の取得意向は男性、女性とも強いが、男性は取りたくても取れる環境にないと感じている。

育児や介護を行うために育児休業や介護休業を取ることにについての考えを問う質問に対し、男性も女性も大半の回答者が「取りたい」と回答していますが、男性には「取りたいが取れる環境にない」との認識が女性と比較して強くなっています。

夫婦のいずれかに育児や介護の負担が偏らないよう、男女とも育児休業や介護休業を取れる雇用条件を確保する取り組みを推進するなどの施策が必要です。また、育児や介護のために休業・休職した人が、職場に戻りやすい環境づくりが必要です。

● 育児介護休業制度について

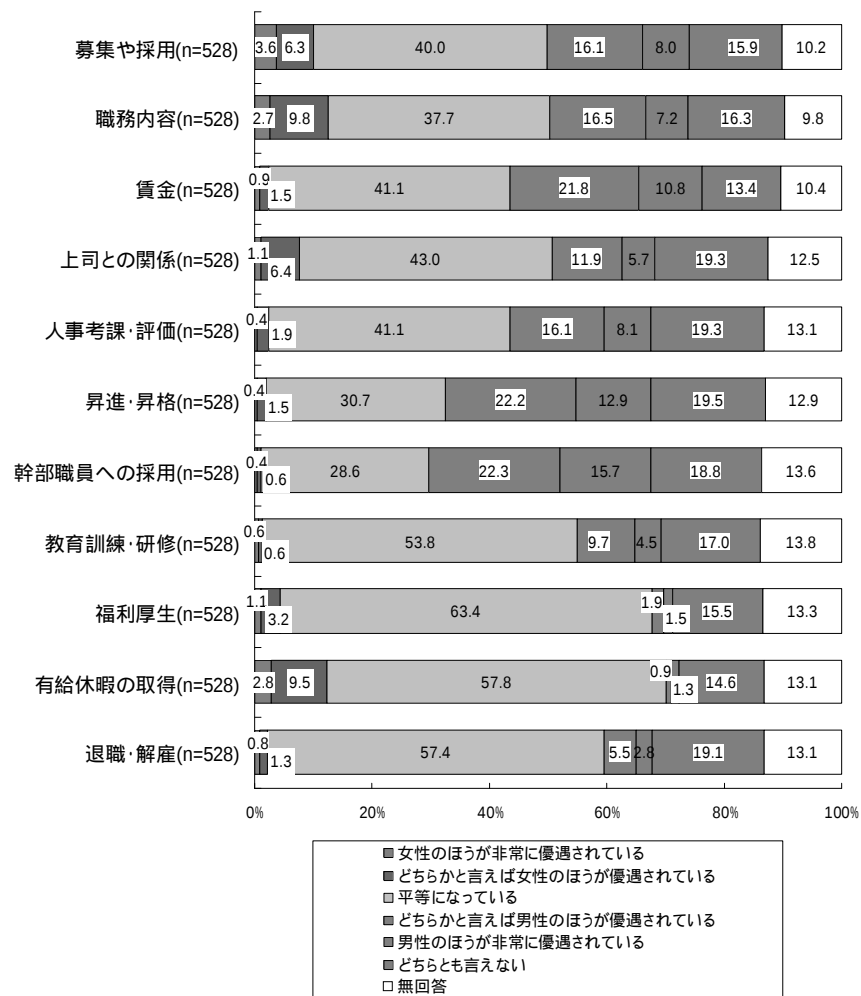


・職場では、「幹部職員への採用」「昇進・昇格」「賃金」で男女格差が根強く残っている。

現在仕事をしている回答者に対する、職場での男女の扱いについての質問に対し、「幹部職員への採用」「昇進・昇格」「賃金」で、圧倒的な男性優遇の傾向がみられます。女性優遇の著しい傾向は見られません。

男女とも意欲や能力が正当に評価され、十分に活かせるよう、また、男女とも企業や団体における方針決定に参加できるよう、企業や事業主に対して働きかけるなどの施策が必要です。

● 職場での男女の待遇について



施策の方向 - 1 男女がともに築く家庭生活の実現

男女が家事、育児や介護など家庭生活の営みに携われるよう、生涯学習講座や家庭科教育の充実を図ります。また、男女とも仕事と家庭のバランスの取れた生活を送れるよう、ワークライフバランスの実現に向けた啓発や、育児休業・介護休業制度等の定着化を進めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
家事・育児・介護への男女共同参画の促進	家庭や地域における固定的な役割分担意識を見直し、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育や学習機会の充実を図ります。	・男性の生活習慣自立等のための講座や、女性の学習・就業のための講座等の実施 ・男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	健康増進課 生涯学習課 学校教育課
育児休業・介護休業制度等の定着促進	働く女性や家事に参画する男性が安心して育児や介護に取り組めるよう、育児休業・介護休業等社会制度の周知と定着化を促進します。	・「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知 ・働く人や企業・事業主に対する育児休業・介護休業制度の周知・啓蒙と活用の促進	企画財政課 産業振興課 児童福祉課 健康増進課 産業振興課 児童福祉課 高齢福祉課 健康増進課
ワークライフバランスの実現に向けた啓発	男女共同参画によるゆとりある育児や介護等の家庭生活を実現するため、労働時間の短縮に関する情報提供や啓発活動を推進します。	・労使双方に対する労働時間短縮に向けた情報提供や啓蒙活動の促進 ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発の支援 ・農業・商工自営業における労働時間短縮に向けた経営計画の策定支援 ・「くるみん」⁵の積極的な認定申請等の促進のための啓発	産業振興課 総務課 産業振興課 産業振興課 産業振興課 児童福祉課

⁵ くるみん

事業主が、次世代育成支援対策推進法に基づき従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に取得することができる認定マークのことを指す。

施策の方向 - 2 職場での男女平等の推進

男女が意欲や能力を正当に評価され、ともに職場で十分に個性を発揮できるよう、均等な雇用機会と待遇を確保するとともに、能力が活かせる環境づくりを推進します。また、農業や商工自営業においては、固定的な性別役割分担意識の延長にある慣習的な経営方針を解消するため、パートナーシップの促進を図ります。

施 策	施策内容	事 業	担当課
均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇においての男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」の定着が図られるよう企業等への普及・啓発を図ると共に、女性の職業意識を高め、自らの能力の向上を図るための情報の提供や研修機会の提供に努めます。	・ 企業や事業主等への「男女雇用機会均等法」の周知や雇用に関するセミナーの実施	産業振興課
		・ 公共職業安定所等との連携による雇用情報の提供や相談業務の実施	産業振興課
女性の能力が活かせる職場・環境の整備	意欲ある女性がその能力を十分に活かせる職場や環境の整備を促進するため、職員や雇用主に対する啓発活動に努めるとともに、関係機関との連携を図りながらパートタイムやアルバイト等多様な雇用条件における労働条件の向上を促進します。	・ 職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	産業振興課 企画財政課
		・ 労働基準監督署や栃木県との連携による短時間労働等に対する雇用条件の確保や援助に関する取り組みの推進	産業振興課
		・ 女性職員の職域の拡大や各種研修会への積極的派遣の推進	総務課
農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修の実施及び相談体制の充実を図ります。	・ 女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修・相談の実施	産業振興課
		・ 商工団体の女性部等の活動に対する支援の推進	産業振興課

施策の方向 - 3 意思決定の場への女性の参画拡大

政策決定、企業や農業・商工自営業、地域活動などあらゆる場での意思決定の際に、男女ともに参画して発言し、男女それぞれの視点を活かした方針決定を行なえるよう、環境づくりを進めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
政策決定への男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。また、市職員の管理職等についても、公正・公平な能力評価により積極的に女性の登用を図ります。	・ 審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	企画財政課 関係各課
		・ 庁内における管理職への女性の積極的登用	総務課
企業や団体における方針決定への男女共同参画の促進	職場内での性別役割分担意識の改善や企業を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女の共同参画が計られるよう、企業や団体への啓発活動を推進します。	・ 企業や団体等、各分野における男女共同参画促進のための啓発	産業振興課 企画財政課 関係各課
地域活動での方針決定への男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動の推進とともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。	・ 女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習課
		・ 地域活動等の方針決定に際しての男女共同参画促進のための啓発活動の推進	企画財政課 生涯学習課 生活課 社会福祉課
農業・商工自営業における経営への男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種	・ 農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動の推進	農業委員会 事務局 産業振興課

	研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	・農業における家族経営協定の締結の支援や締結後の交流会などの実施	農業委員会 事務局
--	--	---	----------------------

施策の方向 - 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

「地域を取りしきるのは男性、活動するのは女性」という偏った構造を解消し、男女がともに参画できる地域社会づくりのため、地域活動や団体活動への参画を促進します。また、既存の団体の活動が男女の参画等により活性化するよう、支援や連携の促進に努めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
地域活動への男女 共同参画の促進	男女がともに地域活動やボランティア活動、PTA 活動などに参画できる意識や環境づくりを進めます。	・ 地域活動団体等の情報収集と提供の推進	生活課 生涯学習課 健康増進課 社会福祉課 児童福祉課 高齢福祉課 企画財政課
		・ 地域活動における性別役割分担の見直しの促進	生活課
		・ 地域活動や学校行事等へ参加するための休暇制度の周知	社会福祉課 生涯学習課 健康増進課 企画財政課
団体活動の支援と 連携の促進	男女がともに自己実現を果たすため、団体活動を支援し、団体間の更なる連携を促進します。	・ 女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習課
		・ 消費者活動・ボランティア活動などへの男性参加の促進と自主活動団体の結成支援	産業振興課 生活課 生涯学習課

基本目標

男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

男女が心身の健康を保持し生涯を通じ心豊かな生活を送れるよう、健康づくりの推進やひとり親家庭の福祉の充実、子育てを支援できる体制づくりに努めます。また、生涯学習等の学ぶ機会を充実させます。

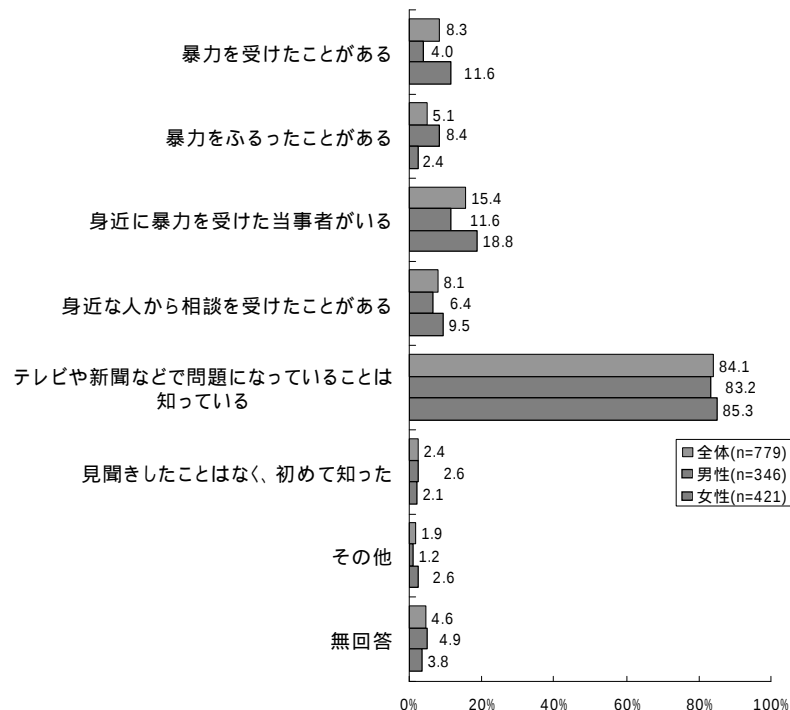
<現状と課題>

・ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った回答者が約 1 割である。

ドメスティック・バイオレンスを経験したり、身近で見聞きしたりあるかという質問に対し、受けたことがあるとの回答が、女性で 1 割を超えています。また、身近な人に暴力を受けた当事者がいるとの回答も、全体で 15% を超えており、潜在的な被害者も含めると相当程度の市民がドメスティック・バイオレンスの被害者、または加害者であると推察されます。

ドメスティック・バイオレンスだけでなくセクシュアル・ハラスメント等、男女間のあらゆる暴力を根絶するための施策が必要です。また、被害に遭った方を救済する施策なども必要です。

●ドメスティック・バイオレンスの被害について



施策の方向 - 1 生涯を通じた健康の保持と増進

女性特有の病気や性に関する病気等の正しい知識を身につけられるよう、健康診査や医療等の充実を図ります。そして、男女とも生涯を通じて健康を保持・増進するよう、健康づくりの普及・促進に努めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	・骨粗鬆症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及や健康診査の充実、健康相談・助成体制等の充実	健康増進課 保険年金課
		・妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課 保険年金課
健康づくりの普及・促進	健康の増進のため、市民の健康・体力づくりを支援するとともに、予防の観点を取り入れた健康づくりに対する意識啓発を推進します。	・健康・体力づくりに関する意識啓発の推進	健康増進課 スポーツ振興課
		・健康・体力づくりに関する相談体制の充実	健康増進課 スポーツ振興課
健康診査の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	・特定検診・特定保健指導の実施	健康増進課 保険年金課

施策の方向 - 2 子育て支援環境の充実

多様な家庭の形態や多様化する価値観・ニーズに対応し、あらゆる家庭における子育て環境を支援するため、子育て支援環境の充実や子育て体制の支援の推進、またひとり親家庭への福祉の充実を図ります。

施 策	施策内容	事 業	担当課
多様な暮らしを支える子育て支援環境の充実	共働きや核家族の増加、多様な就業形態に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した保育サービスの充実や相談・支援体制の充実を図ります。	・育児に関する情報の提供、相談体制の充実や児童手当等の支給	児童福祉課 健康増進課 保険年金課
		・地域子育て支援センターの機能・事業の充実	児童福祉課
		・児童館活動の充実	児童福祉課
		・学童保育、0歳児保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	児童福祉課
		・民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	児童福祉課
		・子どもの虐待に関する各関係機関とのネットワークづくり	児童福祉課
父親参加の子育て体制支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに両親ともに参加する講座を提供し、家庭内の子育て環境づくりを支援します。	・父子手帳の配布等による意識啓発の推進	健康増進課 企画財政課
		・両親学級、乳幼児学級教室等の実施	健康増進課 生涯学習課
ひとり親家庭への福祉の充実	ひとり親家庭など、それぞれの環境に配慮した生活・就労・健康・教育などに関する多様なサービスの提供や相談・支援の充実を図ります。	・ひとり親家庭等への様々なサービスに関する情報の提供、相談・助成・支援体制等の充実	社会福祉課 児童福祉課 保険年金課

施策の方向 - 3 男女間のあらゆる暴力の根絶

差別意識や無意識的な慣習に根ざす肉体的・精神的な暴力を防止し根絶するため、暴力を許さない社会意識の醸成に向けて社会全体での取り組みを推進します。また、暴力の被害に遭った市民が保護され、再び被害に遭わないよう、相談体制と支援体制の充実を図ります。

施 策	施策内容	事 業	担当課
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進	職場におけるセクシュアル・ハラスメントや家庭におけるドメスティック・バイオレンス等、差別意識や無意識的な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶のため、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発活動、意識改革のためのセミナーの実施等、社会全体での取り組みを推進します。	・セクシュアル・ハラスメント防止のための労使双方の啓発の推進	総務課 産業振興課
		・ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の防止のための啓発活動の推進	企画財政課 児童福祉課 生涯学習課
		・ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等の防止のための相談・カウンセリング体制の充実	児童福祉課 健康増進課
被害女性の支援体制の充実	警察等関係機関・民間支援団体との連携の下、男性からの肉体的・精神的な暴力の被害女性等、保護を要する女性に対する適切な保護や相談などの支援体制の充実を図り、再発の防止に努めます。	・警察等の関係機関との緊密な連携による被害者の適切な保護や相談体制の確立	生活課 社会福祉課 児童福祉課 健康増進課 高齢福祉課
		・行政と民間支援団体との連携による相談活動・情報交換の推進	生活課 社会福祉課 児童福祉課 健康増進課 高齢福祉課
		・シェルターの所在地等、被害女性が必要とする情報の提供	社会福祉課 児童福祉課 健康増進課 高齢福祉課

施策の方向 - 4 生涯学習の充実

男女がともに生涯を通じて心豊かに暮らせるよう、様々な学習機会を提供します。また、男女がともに身体的・精神的に自立して暮らせるよう、学習する機会の充実を図ります。

施 策	施策内容	事 業	担当課
様々な啓発・学習機 会の提供	男女が性別にとらわれず、 個性を活かし、能力を伸ば し、自分らしい生きがいの ある人生を送るため、生涯 学習等の機会の提供に努め ます。	・生涯学習・啓発のた めの冊子・パンフレ ットの発行	生涯学習課 健康増進課
		・女性、男性、高齢者 等を対象にした各種 講座の充実	生涯学習課 高齢福祉課 健康増進課 関係各課
男女の自立を支え る教育・学習機会の 充実	家庭や地域における固定的 な役割分担意識を見直し、 男女がともに協力し、自立 できる社会づくりをめざ し、各種教育や学習機会の 充実を図ります。	・男性の生活習慣自立 等のための講座や女 性の学習・就業のた めの講座等の実施	生涯学習課 健康増進課
		・就業や趣味、地域ボ ランティアに関する 身近な情報の提供	産業振興課 生涯学習課 生活課 社会福祉課 高齢福祉課

施策の方向 - 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、各種制度の充実や福祉の充実を図ります。また高齢者や障害者が心豊かに暮らせるよう、高齢者の生きがいがづくり、障害者の社会参加の環境づくりを進めます。

施 策	施策内容	事 業	担当課
介護予防や介護保険制度の充実	高齢者の多くを女性が占め、その介護も主に女性が担っているという現状を踏まえ、介護保険制度の円滑な運営による介護負担の更なる軽減に努めます。また、健康な老後をおくことができるよう、それぞれのライフスタイルに合わせた自らの健康管理に関する情報提供や検診・相談体制の充実による介護予防を推進します。	・健康づくりと介護予防の意識啓発と健康診査・相談体制の整備・充実	健康増進課 高齢福祉課
		・介護保険制度の円滑な運営による在宅サービスの充実や、介護保険施設の整備促進	高齢福祉課
高齢期の生活を支える仕事や生きがいがづくり	男女とも、高齢期を健やかに生きがいをもって暮らすことのできるよう、年齢や経験に応じた就業機会の提供による自立の支援や、趣味を活かした社会活動への参画の促進など、生きがいを感じられる高齢期の生活を支援していきます。	・高齢者のためのスポーツ・文化活動機会の充実や情報提供、指導者育成	高齢福祉課 生涯学習課 スポーツ振興課
		・公共職業安定所等との連携による高齢者就業活動の支援	産業振興課
		・経験を活かした高齢者の就業情報の提供、就業のための研修等の実施	産業振興課 生涯学習課 高齢福祉課
障害者のいる家庭への福祉の充実	障害者のいる家庭などへの様々なサービスに関する情報の提供、相談・支援体制の充実を図ります。	・障害者のいる家庭などへの様々なサービスに関する情報の提供、相談・助成・支援体制等の充実	社会福祉課 児童福祉課 保険年金課
		・障害者の特性に応じた教育・育成の推進	社会福祉課 学校教育課

		・障害者の就業情報の提供・相談体制の充実や共同作業、文化・スポーツ活動を通じた自立・社会参加の促進	社会福祉課 産業振興課
--	--	---	----------------

施策の方向 - 6 地域コミュニティ活性化の推進

地域コミュニティの中で提供できるものは提供できる仕組みづくりを進めるため、地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、活動を支援します。

施 策	施策内容	事 業	担当課
地域コミュニティ活動の活性化	地域コミュニティ全体に男女平等意識を浸透させるため、市民のコミュニティへの参加を促進します。	・自治会等への加入の促進	生活課 関係各課
		・地域コミュニティの充実と参加の促進	生活課 関係各課
まちづくり活動への支援	市民主体のまちづくり活動を通じて男女共同参画の意義を実感できるよう、まちづくり活動を支援します。	・まちづくり活動への参加促進と活動支援	企画財政課 関係各課
		・就業や趣味、地域活動やボランティアに関する身近な情報の提供	社会福祉課 生活課 産業振興課 生涯学習課

第4章 男女共同参画プランの推進

1 推進体制の整備

行政と市民がそれぞれの立場から意識を高め、共通の理解のもと、庁内においては横断的な推進体制の整備と充実を、市民においては男女共同参画を推進する団体の育成等を図ります。また、市民と行政の協働の見地から、市民と行政の連携強化を図ります。

庁内推進体制の充実

多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、男女共同参画推進本部など、横断的な推進体制の整備と充実を図ります。

市民との協働を支える体制づくり

すべての目標は、行政による施策の推進だけでは実現が図れるものではありません。市民・民間団体と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。また、市民・民間団体と行政との協働を円滑に進めるため、市民や民間団体の中でまとめ役として活躍できる人材の育成を支援します。

2 プランの推進方針

市民アンケート調査結果より抽出された課題を分析するとともに社会的状況の変化等を考慮し、プランを推進する上で重要となる視点を「重点推進方針」として以下の2つを掲げます。

第1に、男女共同参画の認知度向上と意識改革のための啓発活動の推進を掲げます。

市民意識調査から、市民のなかでは男女共同参画の認知度が低い水準にあること、また、男女平等を十分に理解していない市民が見受けられることが明らかになりました。男女共同参画社会の実現には、男女共同参画社会がいかなるものかを、多くの市民が正しく認識することが前提となります。したがって、啓発活動が重要と考えます。

第2に、地域コミュニティによる草の根活動の活性化を掲げます。

少子高齢化、共働き世帯の増加など、社会的状況の変化や個々人のワークスタイルが変化し、地域コミュニティが消失する傾向にあります。地域コミュニティにおける活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民が男女共同参画を自分に関係するものであると認識できる仕組みづくりが重要と考えます。

それぞれの重点推進方針を当てはめると、該当する施策の方向は以下のようになります。

男女共同参画の認知度向上と意識改革のための啓発活動の推進

男女共同参画社会が目指す社会のあり方を認知してもらうための広報活動の充実、女性問題についての理解を深める啓発活動の充実などを進めます。

< 該当する施策の方向 >

基本目標

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消

基本目標

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大

基本目標

- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実

地域コミュニティによる草の根活動の活性化

地域コミュニティによる口コミの啓発活動、見守り等による子育て支援、ドメスティック・バイオレンス等について話しやすい雰囲気づくりなど、地域コミュニティにおける活動の活性化を図ります。

< 該当する施策の方向 >

基本目標

3 意思決定の場への女性の参画拡大

4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

基本目標

2 子育て支援環境の充実

6 地域コミュニティ活性化の推進

3 プランの進行管理

プランに記載された各施策について、施策の進捗状況を把握し、プランの進行管理及び評価・見直しを行います。進行管理の目的は、市民と行政との対話を通じて、定期的に意識改革・意識啓発を促すことです。

プランの進捗状況は、施策の実施状況と、市民意識調査による計画の進捗状況の2つの方法で実施し、それぞれ男女共同参画推進委員会及び市民の意向を踏まえて把握・評価します。

特に、施策の実施状況の把握・評価は、それぞれの施策に関連する事業の実施・未実施の確認や事業量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施されているかどうかを把握・評価することに重点を置き、まとめた内容を男女共同推進委員会に報告するとともに検討・評価などの参考資料として活用します。

施策の実施状況の把握・評価

各施策に関わる事業の概要と代表的な数値について、各担当課が提示したものを整理します。まとめた資料を男女共同推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、市民の意見を広く収集します。

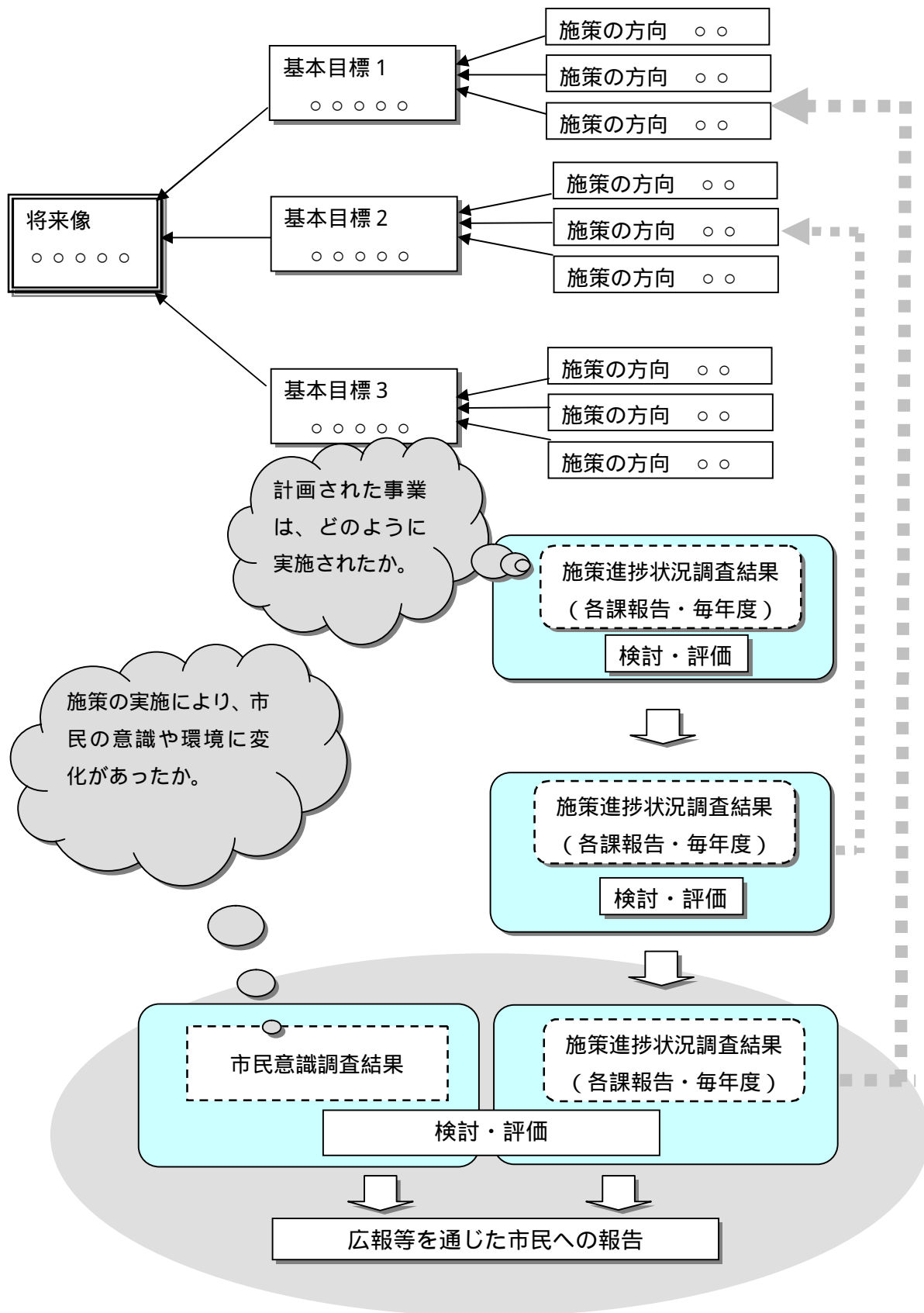
市民意識調査による計画の進捗状況の把握・評価

各施策に関わる市民の意識変革や環境変化・社会変化の実感を、3年程度ごとの市民に対する意識調査により把握します。市民意識調査により得られた結果は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

プランの見直し

や での検討結果と社会情勢の変化等を適切に判断し、必要に応じてプランの見直しの検討を行います。

プラン進行管理イメージ図



参 考 資 料

1 策 定 体 制

○下野市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年4月7日

告示第139号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、下野市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○下野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年4月7日

訓令第92号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、下野市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には第一分野担当副市長を、本部員には第二分野担当副市長、教育長、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済建設部長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者及び教育次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要に事項に関すること。
- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選により選任する。
- 4 幹事会は、代表幹事が召集し、会議の議長となる。
- 5 代表幹事に事故があるときは、あらかじめ代表幹事の指名する幹事が、その職務を代理する。
- 6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事のうち協議事項に関係する者をもって、会議を開催することができる。
- 7 代表幹事は、会議が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。
- 8 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。

(推進委員)

第7条 幹事会に下部組織として、男女共同参画社会の実現に係る調査事務等を行うため推進委員を置く。

2 推進委員は、各課(局・室)の主査以上にある職員のうちから、当該課(局・室)の長の指名する者をもって充てる。

3 推進委員の会議が必要なときは、代表幹事が召集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日訓令第16号)

この訓令は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成19年6月15日訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

	役職名
1	秘書広報課長
2	総務課長
3	企画財政課長
4	生活課長
5	保険年金課長
6	社会福祉課長
7	児童福祉課長
8	高齢福祉課長
9	健康増進課長
10	産業振興課長
11	水道課長
12	教育総務課長
13	学校教育課長
14	生涯学習課長

2 関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

目 次

前 文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を

形成することをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上

又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画 (以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策

を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

略

附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 策定の経緯

開催日時	内 容
平成18年 4月	男女共同参画プラン策定方針の決定
7月	第1回 男女共同参画推進本部幹事会及び部会 ・全体スケジュール、策定方針等について
11月	第2回 男女共同参画推進本部幹事会及び部会 ・市民アンケート調査について
12月	第1回 男女共同参画推進委員会 ・委員委嘱 ・全体スケジュール、策定方針等について ・市民アンケート調査について ・男女共同参画に関する基本的事項について
平成19年 1月	市民アンケートの実施 (配布数2,000通、回収票数779通、回収率39.0%)
2月	第2回 男女共同参画推進委員会 ・国の動向について ・自由討論
4月	第3回 男女共同参画推進委員会 ・市民アンケート調査結果について ・自由討論
5月	第1回 男女共同参画推進本部会議 ・市民アンケート調査結果について ・男女共同参画プラン骨子(案)について
6月	第4回 男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画プラン骨子(案)について
7月	第2回 男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画プラン(第1次素案)について 第5回 男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画プラン(第1次素案)について
8月	第6回 男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画プラン(第2次素案)について
9月	男女共同参画プラン(案)に関するパブリックコメントの実施
10月	第3回 男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画プラン(案)について 第7回 男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画プラン(案)について

4 男女共同参画に関する用語の解説

【あ行】

○育児・介護休業法

育児・介護休業法は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称で、平成 17 年 4 月から改正施行されています。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としています。

平成 17 年 4 月の改正では、この制度を活用できる労働者の範囲の拡大、育児休業期間の延長、介護休業取得回数の制限の緩和、子の看護のための休暇の新設がなされました。

○エンパワーメント

女性のエンパワーメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけた女性が、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくことを言います。

1995 年に開催された第 4 回世界女性会議で女性のエンパワーメントが強調されるなど、世界的に重要視されています。

【か行】

○家族経営協定

「家族経営協定」は、家族経営が中心の日本の農業において、家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境を実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール（各人の役割分担と責任、それに対する報酬など）を文書にして取り決めたものです。

経営主の決めたことにただ従うのではなく、男女を問わず意欲を持って取り組める環境の実現を目指しています。

○くるみん

次世代育成支援対策推進法では、事業主に従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施することが義務づけられており、実績が認められた場合に厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた事業主が、自社の商品等にふすことが許される認定マークの愛称が「くるみん」です。

愛称については、赤ちゃんが大事に包まれている「おくるみ」と、会社ぐるみで仕事と子育ての両立支援に取り組むという意味が込められています。



○国際婦人年

国際婦人年は、1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。その後1975年の第30回国連総会において1976年から1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」と位置づけました。

【さ行】

○シェルター

配偶者や恋人等から暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設のことを言います。歴史的に言えば駆け込み寺であり、運営形態としてはNPO法人や社会福祉法人等の法人格を持っている場合や、個人や宗教団体によって運営されている場合もあります。

現在では、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っています。

○ジェンダー

ジェンダー（社会的性別）とは、生まれる前に決定される生理学的な性差（生物学的な性の違い）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、出生後に周囲と関わりながら育つ中で、こうあるべきだとして身についた性差観念を言います。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。

○ジェンダー・イクオリティ

ジェンダー・イクオリティとは、日本政府の政策課題である「男女共同参画」の訳語です。

○女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約とは、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」のことを言い、1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。本条約については、性差別の本質や性差別撤廃の方策についての広範でかつ厳格な視点にたった「包括的・体系的な」内容になっていることや、条約を批准して各国に、少なくとも4年ごとに報告を提出することを義務づけていることが評価されています。

○性別役割分担

固定的役割分担とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」など、戦後日本の経済成長を支える仕組みでした。「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった性別分業なども含まれます。

○世界行動計画

世界行動計画は、1975 年に開かれた国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で、今後 10 年間に各国がとるべき政策の指針として策定されました。これを受けて、我が国では 1977 年に国内行動計画を策定しました。

○世界女性会議

世界女性会議とは、1975 年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議のことを言います。1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性差別撤廃条約やウィーン宣言等を受けて、女性のエンパワーメントと意思決定過程への完全な参加等が強調され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。

○世界人権会議

世界人権会議は、「世界人権宣言」の採択 20 周年を記念して開催された 1968 年の国際人権会議から 25 年という節目を迎えた 1993 年にウィーンで開催されました。この会議が開催されるにあたり、「女性の権利は人権である」というスローガンが掲げられ、女性に対する暴力等が議題にあがりました。この会議では、ウィーン宣言及び行動計画が全会一致で採択されましたが、女性に対する暴力の撤廃等が盛り込まれた内容になりました。

○セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、職場において行われる性的な言動を言います。例えば主任に推薦する、契約を更新するといった雇用上の利益を対価として性的な要求が行われる「対価型セクシュアル・ハラスメント」と、性的側面を強調した雑誌を堂々と読んで職場の環境を悪くする「環境型セクシュアル・ハラスメント」があります。

【た行】

○男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を言います。

男女共同参画社会基本計画では、単に平等な法律や制度を整備するだけでは不十分という認識から、男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するために、意図的に特別な措置を実施する「積極的是正措置（ポジティブアクション）」を実施することを定めています。

○男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法とは、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の略称で、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇のすべてのステージについて、性別を理由に異なる取扱いをすることを禁止しています。そ

のほか、妊娠・出産・産休取得等を理由とした解雇等の禁止、セクシャルハラスメントの防止等が規定されています。

平成 19 年 4 月 1 日に改正男女雇用機会均等法が施行され、男性に対する差別の禁止、男性に対するセクシャルハラスメントも含めた対策の義務化などが新たになされました。

○栃木県男女共同参画地域推進員

男女共同参画地域推進員とは、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、地域において自主的に活動していただける方を「男女共同参画地域推進員」として栃木県が委嘱する制度です。下野市には、28 名の推進員がおり、自主的な活動のほかに、男女共同参画推進委員会への参画など、市と連携した取組も実施されています。

○ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンスとは、直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。男女共同参画を推進する内閣府では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。DVには、殴る、蹴る、熱湯をかけるといった身体的暴力だけでなく、「誰のおかげで食べられるんだ」などの言葉を発する、交友関係や電話を監視するといった精神的暴力等も含まれます。

【ら行】

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産のすべてのプロセスにおいて、他者の強制でなく、自ら決定する（いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶなど）権利であり、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

【わ行】

○ワークライフバランス

ワークライフバランスとは、男女両性に対する「仕事と家庭生活のバランスのいい仕組みづくり」のことです。男女とも働く社会を実現するための前提条件であり、少子化が進む中で、仕事と子育ての両立を図る仕組みとしても認識されています。2005 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法では、事業主は従業員の仕事と子育ての両立支援策など次世代育成支援のための行動計画を策定することが求められています。